

令和4年第6回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月7日(火) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	8 番 三塩政廣	9 番 内山敏彦
11 番 井上順一	12 番 伊藤富幸	13 番 石川利恵
14 番 峯 政敬	16 番 峯 直子	17 番 吉田 哲
18 番 宮崎隆広	19 番 阿部 太	
4. 欠席委員

10 番 阿蘇孝市	15 番 松本耕一
-----------	-----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第31号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第32号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第33号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第34号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第35号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第36号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第37号
農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係職員	吉本 彰也
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	竹巖 大紀
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長 定刻を過ぎました。ただいまから始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号10番阿蘇委員、15番松本委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、報告いたします。本日の出席委員は、17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和4年第6回唐津市農業員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号16番峯直子委員、議席番号18番宮崎隆広委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第31号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について3件、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について8件、議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について4件、議案第35号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について20件、議案第36号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について9件、議案第37号農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について1件、計7議案46件でございます。以上、ご審議ご決定賜

りますようよろしくお願いたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、本日の付議事項は、議案第31号から第37号までの7議案46件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第31号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページをご覧ください。整理番号1番について説明させていただきます。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で732平方メートルです。現況は、雑種地になっております。この案件は、令和元年9月2日付けで植林での転用許可を受けておりましたが、樹木が育たず、購入者の希望により利用内容を変更するため、計画変更申請を行なうものです。施設等の概要は、議

案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページから2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、当初計画時に金融機関の預金通帳の写しが添付されています。

行政関係の手続きについては、変更に伴う手続きは、特にありません。変更点といたしましては、当初計画の植林で〇〇の木を植栽されましたが、生育不良で枯れてしまったため、自営の犬のトレーニング施設が必要だったこともあり、植林の敷地内に犬の散歩場、既存倉庫および植栽の継続を併せて利用することに伴い、計画変更をするものであります。排水について、雨水のみで、前回同様、自然地下浸透および越流分は道路側溝に放流させる計画です。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。なお、今回の変更申請に伴い、農業委員さんへの連絡調整に不備がありましたこととお詫び申し上げます。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

石川利恵委員 はい。13番石川です。6月3日に現地確認を七山地区4人でいたしました。事務局が言われたとおりに現状もなっ

おりまして、〇〇〇は半分ぐらいしかありませんでした。皆
さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 2 番を議題と
します。整理番号 2 番と、議案集 4 ページ議案第 3 2 号農地
法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番につ
きましては、関連がありますので、一括審議としたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概
要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 2 番および議案書の 4
ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、
氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおり
です。地目は宅地 1 筆、面積は 2 0 7 . 1 4 平方メートル
です。現況は、宅地になっております。目的は、店舗および
居宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および
施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置
等について

は、資料図の5ページから6ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。この案件は、令和2年7月30日付けで、建売分譲住宅用地で転用許可を受けておりましたが、購入者の希望により建売住宅が店舗兼住宅に変わることになり、計画変更と併せて申請をするものです。

行政関係の手続きについて、前回建売分譲住宅の転用許可申請時に済んでおります。土地については現状のまま利用、西側の分譲地内道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の排水設備を介して南側の水路へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で、前回と変わりません。

隣接農地所有者、生産組合長および区長からの意見書は、前回の転用申請時に添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していた

だきまして、これももう周りは住宅が建ったりして、今度変更ということで、3日の日に東部調査会で調査しましたが、何も問題はないということです。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号3番を議題とします。整理番号3番と議案集4ページ、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号2番につきましては関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の3ページ整理番号3番および議案書の4ページ整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は156平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅敷地拡張です。所有権移

転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の9ページから10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、令和4年2月に許可を受けて準備をされておりますが、駐車場の拡張が必要となり、隣接地との話がまとまり、同時に造成をしたく、計画変更と併せて申請するものです。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大40センチメートルの盛土を行ない、整地し、西側にはコンクリートブロックを新設、その他は既存分を利用し、東側の共同住宅敷地から出入口とする計画です。排水について、前回の計画から変更はなく、雨水は新設排水設備を介して北側の道路側溝へ放流、汚水も北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも事務局から詳しく説明いただきましたまして、奥のほうにもう荒地の畑というか、ちょっと前に見に行った時、先はもう入り道がないということで、地元でも向こうからは入るにも入りにくいということで、今回ちょうどこの駐車場ということでなりまして、3日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、何ら問題もないということですので。皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,074平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、

議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに、平成20年頃から資材置場として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、西側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側の河川へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも3日の日に東部調査会で現地調査をしていただきまして、大きな庭石が、この図面のように、もうびっくりするような石がありました。何ら問題は

ないということで皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の 5 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、面積は合計で 2 3 4 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、支払い済み領収書および金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、令和 4 年 8 月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用、北、西側はコンクリートブロックを新設、南、東側には縁石を設置して東側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は溜桝を介して東側の道路側溝へ放流、汚水も東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。4日の日に現地調査をしまして、この近辺は全部というか、宅地になってしまっているような所でして、皆さん何も問題はないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 4 7 4 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、公共下水道敷地占用および工作物設置許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 6 0 センチメートルの盛土を行ない、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行ない、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して西側の水路へ放流、汚水は敷地内に合併浄化槽を新設し、排水設備を介して西側の水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。この近辺も宅地化が進んでおり、4日の日に現地調査をしましたところ、皆さん問題はないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田9筆、畑3筆、面積は合計で9,104平方メートル

です。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 4 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発許可申請、道路工事施工、団地等造成、道路占用許可申請、法定外公共物（道路、水路）占用および改築申請、埋蔵文化財発掘、消防水利施設同意申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1. 2 9 メートルの盛土を行ない、整地し、敷地内に道路を整備し、周囲にはコンクリートブロックを新設、東、南側の水路には法面に張コンクリートを施し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する道路に側溝を新設し、東側の敷地内の既存水路および西側の既存道路側溝へ放流し、汚水も新設道路内に埋設する排水設備を介して、西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

議長 整理番号6番について説明を終わります。
地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。18番宮崎です。6月4日の日に現地確認を行いました。現場は〇〇〇〇の南側に位置しています。現在は耕作放棄地が多数あり、耕作されていませんので、何ら問題はないという結論に達しましたので、皆さんの慎重審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)
ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の6ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は147平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の

概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲は既存コンクリートブロックを利用、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで敷地内に自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、町内会長から異議なしの意見書が添付されています。条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 6月4日の日に現地確認を行いました。現場は〇〇の中腹あたりにありまして、〇〇〇として購入されていた近くを駐

車場として利用したいということでしたので、何ら問題はないだろうと中部調査会ではなりました。皆さんの慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 5, 8 7 7 平方メートルのうち 9 1 2 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、社宅兼事務所です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 8 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 9 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3 0 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和 4 年 8 月に着手

する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、社宅部分の周囲はコンクリートブロックを新設し、既存の耕作道を利用して東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も新設する合併浄化槽を通し、排水設備を介して東側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。6月2日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。現場は広い所でありまして、5,800平米以上ありますが、その北の外れに飛び地のような小さな畑がありまして、そこに今回建物、住宅を建設するような状況であります。道路は既存の道路がありましたが、それから土地までは自分の畑の中に道路を作って、そこまで、家のほうまで行くような状況でありました。周りの状況等を見ますと小高い山の上でありますので、あとは排水等を少し考えました

が、新設道路にU字溝等を設置して、東側の道路のほうに排水ということを知りましたので、何ら問題はないだろうと思っております。委員の皆さん方からも特別問題ありませんでした。皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページ、整理番号1番について説明します。なお、説明の前に議案の修正をお願いいたします。(訂正内容の詳細)…追記のほうをお願いいたします。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は184平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の31ページから33ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農

地法の許可がいることを知らずに平成13年頃から近隣の〇〇〇〇〇〇に駐車場の用地として貸して利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。排水については雨水のみで、東側の河川へ放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。この地区も6月2日の日に西部調査会で現地確認をいたしました。現地は既にコンクリートを張って、もう駐車場です。本人に聞きますと、だいぶ前に購入したもので、その時にあとは何に使ってもいいというようなことを前の土地の所有者から聞いておりましたので、そのようにしましたということです。あとは農地を駐車場にしたということも、これも知らなかったということで、今回わかって申請したということでもあります。皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から 4 番までの 4 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 8 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が 3 件、使用貸借権に関する案件が 1 件の合計 4 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 2 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩といたしたいと思います。3時35分までといたします。休憩に入ります。

~~~~~○~~~~~

15時25分 休憩

15時35分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは引き続き会議を再開したいと思います。議案集9ページ、議案第35号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集12ページ整理番号20番までの20件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が18件、

使用貸借権の設定が2件です。面積は合計で76,546平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

お諮りをいたします。本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第36号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集15ページの整理番号9番の9件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集

積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらずに、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が5件、使用貸借権の設定が4件です。面積は合計で37,672平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

お諮りをいたします。本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集16ページ、議案第37号農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意についてを議題としま

す。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。辞任願者は、10番阿蘇孝市委員です。辞任理由は、一身上の都合ということでございます。辞任日は令和4年6月30日でございます。委員の辞任に関しましては、農業委員会等に関する法律第13条の規定により、市町村長および農業委員会の同意を得て辞任することができるということになっておりますので、今回お諮りするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして議案第31号3件、議案第32号8件、議案第33号1件、議案第34号4件、議案第35号20件、議案第36号9件、議案第37号1件、計7議案46件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間の慎重なるご審議誠にありがとうございました。